

## 第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（九）

### 第二部 租税（八）

#### 第三節 労働賃金への課税

第一篇で述べたとおり、一般的の職工の賃金は、おおむね労働需要と生活必需品の平均価格という二つの要因で決まる。需要が増えるか横ばいか減るか、また必要とされる労働者数が増えるか横ばいか減るかによって、生計水準はゆとり・標準・窮屈のおおよその範囲に収まる。他方、必需品の平均価格は、こうした水準を年間平均で維持できるよう、労働者に支払うべき貨幣額を左右する。したがって、この二要因が動かないかぎり、賃金に対する直接税は、賃金を税率よりやや大きく押し上げる以外の影響はない。たとえば、一週に十シリングが通常賃金の地域で賃金に五分の一、すなわち一ポンド当たり四シリングの税を課すとする。需要と物価が変わらなければ、労働者は税引き後に一週十シリングの手取りが必要となるため、賃金はやがて十二シリングでは足りず、十二シリング六ペンスまで上がる。つまり、税率が五分の一なら賃金の上昇幅は五分の一では

なく四分の一となる。税率がどの水準でも賃金はそれを上回る比率で上がり、たとえば税率が十分の一なら上昇幅は八分の一となる。

賃金への直接税は、名目上は労働者が自分で納める形でも、導入の前後で労働需要と生活必需品の平均価格が変わらない限り、実際に前払いするのは雇用主で、その負担はしばしば税額を上回る。負担の帰着は部門によって異なる。製造業では製造業者が賃上げ分を立て替え、通常利潤を上乗せして製品価格に転嫁するため、結局は消費者が負担する。農業では農業経営者が賃上げ分を先に賄うが、同規模の雇用を維持するにはより大きな運転資本が必要となるため、その回収と通常利潤を確保しようとして販売収入からの取り分を増やし、その結果、地代が削られる。この場合、賃上げ分の最終的な負担は、前払い分に見合う利潤とともに地主に及ぶ。総じて、賃金への直接税は、同額の税収を地代や消費財に適切に振り分けて課す場合よりも、長期的に地代の下落を強め、製品価格の上昇をいつそう加速させる。

賃金に直接税を課しても、その分がそのまま賃金に比例して上乗せされるわけではない。通常は労働需要が大きく落ち込むからだ。その結果、産業は縮小し、貧困層の仕事は減り、国内の土地と労働が生み出す年間の生産も小さくなるのが通例だ。それでも、

### 3 第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（九）

現在の需要水準のもとでは賃金は本来より高止まりし、その上乗せや税の立て替えに見合う利潤は価格に織り込まれ、最終的には地主と消費者が負担する。

農村労働の賃金に課税しても、土地が生み出す一次產品の価格が税額に比例して上がるわけではない。農家の利益に課税しても、価格が同じ割合で上がるわけではないからだ。

不合理で社会に害を及ぼす税制だが、多くの国で採用されている。フランスでは、直接税タイユのうち農村部の職工や日雇い労働者の労働に課税する部分がこれに当たり、賃金は居住地の相場に基づいて見積もられ、過大な課税を避けるため年収は就労二百日分を上限として算定する。税額はその年ごとの事情で変動し、その決定は徴税人または地方監督官の補佐として任命される査察官（コミッサリー）が担う。ボヘニアでは一七八八年の財政改革の結果、職人の労働に重税が課され、職人は四等級に分類され、最上位は年額百フローリンを納め、この額は一フローリン当たり二十二ペンス半の換算で九ポンド七シリング六ペンスに当たる。第二等級は七十フローリン、第三等級は五十フローリン、第四等級は二十五フローリンで、第四等級には村の職人と都市の最下層の職人が含まれる。

第一篇で示したように、高度な技能や創意・学識を要する職人や自由業の報酬は、下位の職業の賃金と一定の比率で連動している。したがつて、これらの報酬に課税しても、名目の報酬は税負担を織り込んだ分だけわずかに上がるにとどまる。そうでなければ、他の職業との均衡が崩れて人材が流出し、まもなく元の均衡水準に戻る。

官職の報酬は市場の自由競争に委ねられておらず、職務の要請に見合う水準が常に保たれるとは限らない。多くの国ではむしろ過大になりがちで、統治を担う人々は自分や身近な側近を厚遇しやすい。このため官職の報酬には課税余地が大きい。とりわけ高給の公職者は各国で羨望の対象となり、その報酬への課税は他の所得よりやや高率でも支持を得やすい。たとえばイングランドでは、地租により他の所得の負担が一ポンド当たり四シリングと評価された時期に、年額百ポンドを超える官職俸給に対し一ポンド当たり五シリング六ペンスの実効税率を課すことに広い賛同が集まつた。なお、王室の若い成員への年金や陸海軍の士官給与など、嫉妬を招きにくいくつつかの項目は除外された。イングランドでは、労働賃金に直接課税する例はこれ以外にない。